

歯科口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、 生活の質に配慮した歯科医療の推進

- 歯科外来診療における感染防止対策の推進
- 歯科口腔疾患の重症化予防の推進
- ライフステージに応じた口腔機能管理の推進
- 歯科診療所と病院の機能分化・連携の強化
- 歯科固有の技術の評価の見直し

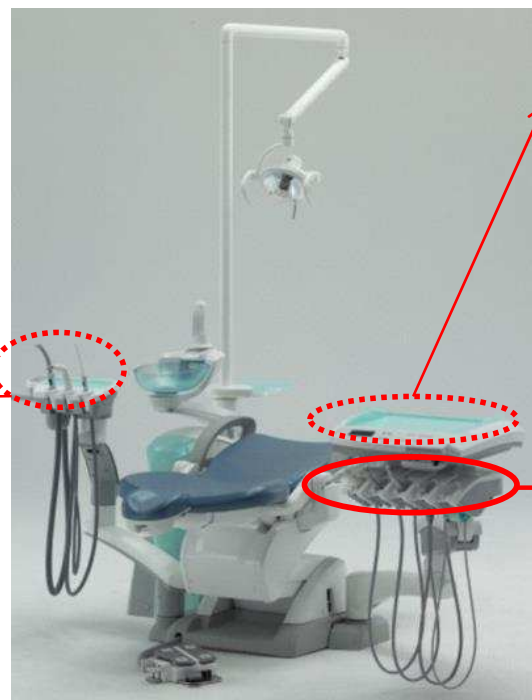
歯科外来診療における感染防止対策の推進

歯科外来診療の特徴

中医協 総 - 4
29. 12. 6

- 歯科外来診療においては、日常的に唾液もしくは血液に触れる環境下で多くの器械・器具を使用している。

歯科外来診療時に使用する患者毎に交換（滅菌）が必要な器械・器具の例



- ・口腔内バキューム
- ・排唾管
- ・スリーウェイシリンジ

- (患者用)
- ・エプロン
- ・うがい用コップ 等

- (術者用)
- ・手袋 等

○歯科治療基本セット

- ・歯科用ミラー
- ・ピンセット 等

○手用器具

○歯科用ガス圧式ハンドピース

【使用目的】

圧縮空気を回転に変換することにより、歯科用バー、リーマ等の回転器具を駆動する。

- マイクロモーター用ハンドピース
- スケーラー

【治療内容に応じて使用する器具の例】

○バー、ポイント類



○印象用トレー (型取り用の器具)



○抜歯用器具



(写真提供: 日本歯科器械工業協同組合)

新たな感染症を踏まえた歯科診療の指針

中医協 総-1
3. 1 2. 1 0

歯科医療機関における感染予防策(抜粋)

公益社団法人日本歯科医師会「新たな感染症を踏まえた歯科診療の指針」(令和3年11月)

【診療に関する留意点】

- 診療室内のエアロゾル対策: 吸引装置の適正使用
 - 口腔内での歯科用バキュームの確実、的確な操作を行う。
 - 口腔外バキューム(口腔外吸引装置)の活用も望ましい。
- 手袋、ゴーグルまたはフェイスシールドについて
 - 手袋は患者ごとに交換
 - エアロゾルへの対策としてゴーグルまたはフェイスシールドを装着
- 歯科用ユニット、周囲、その他接触部位の消毒
 - 患者が触れた部位および触れた可能性のある高頻度接触部位に対しては、抗ウイルス作用のある消毒剤を含有させたクロスを用いての清拭

- 治療前後の含嗽(口、喉のうがい)
 - 患者に治療開始前に洗口薬で含嗽(ポビドンヨード、CPC)してもらい、口腔内の微生物数レベルを下げることも飛沫感染対策として有効。

【診療環境に関する留意点】

- 密集回避のため、予約間隔や使用ユニットの調整
- 定期的な窓開けによる換気の徹底
- 受付においても、常時マスク、ゴーグルやフェイスシールドの着用
- 患者来院時の手指消毒の徹底

感染予防策	一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針(第2版) 日本歯科医学会(厚生労働省委託事業)(平成31年3月)	公益社団法人日本歯科医師会「新たな感染症を踏まえた歯科診療の指針」 (令和3年11月)	一般社団法人日本老年歯科医学会「歯科訪問診療における感染予防策の指針2021年版」(令和3年6月)
患者周囲環境及び医療機器清拭消毒	○	○	○
周囲環境の保護(ラッピング等)	○	○	○
口腔外バキュームの活用	○	○	○
ゴーグル又はフェイスシールド、マスク、手袋の使用	△(※ゴーグル又はフェイスシールドについては推奨レベル)	○	○
職員の健康管理(健康報告など)	—	○	○
患者の健康管理(健康報告や検温等)	—	○	○
介護者等の体調確認(発熱や感染等の状況)	—	○	○
治療前後の患者の含嗽	—	○	○
予約間隔の調整	—	○	○
患者の手指消毒の徹底	—	○	○
定期的な窓開け	—	○	○
患者等への診療前の電話等を用いた状態確認	—	○	○

○ ポビドンヨード製剤等で含嗽をした場合、唾液中のウイルス量が減少するため、歯科診療の実施前の含嗽が推奨される。

(出典: Antiviral mouthwashes: possible benefit for COVID-19 with evidence-based approach. Mahdieh-Sadat Moosavi,a Pouyan Aminishakib,b and Maryam Ansari. J Oral Microbiol. 2020; 12.)

○ COVID-19患者においては、1%ポビドンヨード製剤で1分間、含嗽をした場合、3時間、唾液中のウイルス量が減少した。

(出典: Martinez Lamas L et al, Is povidone-iodine mouthwash effective against SARS-CoV-2? First in vivo tests. Oral Dis, 2020. doi: 10.1111/odi.13526)

歯科診療における院内感染防止対策の推進

基本診療料の施設基準及び評価の見直し

- 歯科外来診療における院内感染防止対策を推進し、新興感染症にも適切に対応できる体制を確保する観点から、歯科初診料における歯科医師及び職員を対象とした研修等に係る要件を見直すとともに、基本診療料の評価を見直す。

現行

【初診料】

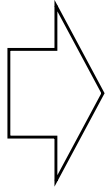
1 歯科初診料 261点

【再診料】

1 歯科再診料 53点

〔施設基準〕

- 1 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
- (2) 感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保していること。
- (3) 歯科外来診療の**院内感染防止対策に係る研修**を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。
- (4) 職員を対象とした**院内感染防止対策にかかる標準予防策等の院内研修等**を実施していること。



改定後

【初診料】

1 歯科初診料 264点

【再診料】

1 歯科再診料 56点

〔施設基準〕

- 1 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
- (2) 感染症患者に対する歯科診療を円滑に実施する体制を確保していること。
- (3) 歯科外来診療の**院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修**を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。
- (4) 職員を対象とした**院内感染防止対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等**を実施していること。

〔経過措置〕

令和4年3月31日において、現に歯科点数表の初診料の注1の届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、1の(3)及び(4)の基準を満たしているものとみなす。ただし、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に(3)の研修を受講した者については、当該研修を受けた日から2年を経過する日までは当該基準を満たしているものとみなす。

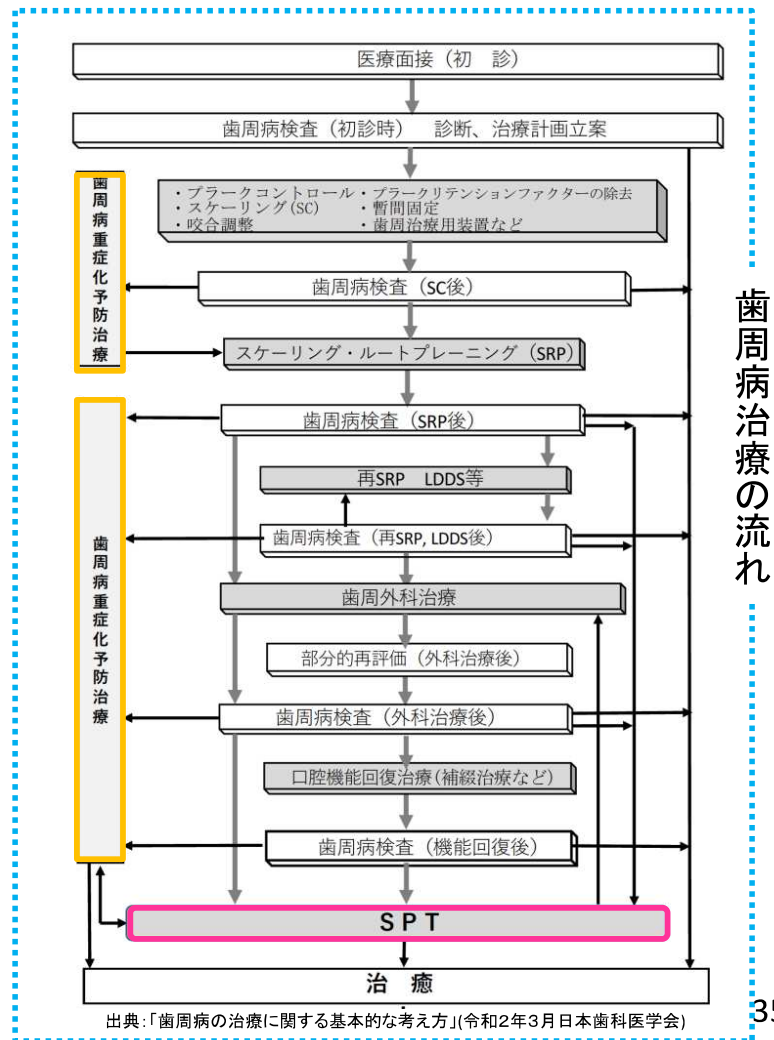
歯科口腔疾患の重症化予防の推進

歯周病安定期治療(SPT)、歯周病重症化予防治療について

- 歯周病は進行・再発しやすい疾患であることから、治癒には至らず一時的に病状が安定した状態にある患者に対して、歯周組織を維持出来るよう継続的な治療・管理が必要。
- 歯周病が治癒には至らず一時的に病状が安定した状態にある患者等に対して、状態に応じ歯周病安定期治療又は歯周病重症化予防治療を実施し、継続的な治療を行っている。
- 歯周病安定期治療(Ⅰ)、歯周病安定期治療(Ⅱ)及び歯周病重症化予防治療に包括される診療行為が異なっている。

歯周病安定期治療(Ⅰ)、(Ⅱ)及び歯周病重症化予防治療に包括している主な診療行為

	I011-2 歯周病安定期治療(Ⅰ)	I011-2-2 歯周病安定期治療(Ⅱ)	(参考) I011-2-3 歯周病重症化予防治療
スケーリング	○	○	○
機械的歯面清掃	○	○	○
歯周病検査	×	○	×
口腔内カラー 写真撮影	×	○	×



歯科口腔疾患の重症化予防の推進

歯周病安定期治療の見直し

- 全身の健康にもつながる歯周病の安定期治療及び重症化予防治療を更に推進する観点から、歯周病安定期治療（Ⅰ）及び（Ⅱ）について、歯科診療の実態を踏まえ、整理・統合し、評価を見直す。

現行

【歯周病安定期治療（Ⅰ）】

[算定要件]

注2 2回目以降の歯周病安定期治療（Ⅰ）の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。ただし、一連の歯周病治療において歯周外科手術を実施した場合等の歯周病安定期治療（Ⅰ）の治療間隔の短縮が必要とされる場合は、この限りでない。

(新設)

【歯周病安定期治療（Ⅱ）】

改定後

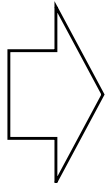
【歯周病安定期治療】

[算定要件]

注2 2回目以降の歯周病安定期治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。ただし、一連の歯周病治療において歯周外科手術を実施した場合等の歯周病安定期治療の治療間隔の短縮が必要とされる場合又はかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所において歯周病安定期治療を開始した場合は、この限りでない。

3 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所において歯周病安定期治療を開始した場合は、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算として、120点を所定点数に加算する。

(削除)



歯科口腔疾患の重症化予防の推進

フッ化物洗口指導加算の対象患者の見直し

➤ フッ化物洗口指導について、小児のう蝕罹患状況等を踏まえ、対象患者の範囲を見直す。

現行

【フッ化物洗口指導加算（歯科疾患管理料）】
【算定要件】

注8 **13歳未満**のう蝕に罹患している患者であって、う蝕多発傾向にあり、う蝕に対する歯冠修復終了後もう蝕活動性が高く、継続的な指導管理が必要なもの（以下「う蝕多発傾向者」という。）のうち、4歳以上のう蝕多発傾向者又はその家族等に対して、当該患者の療養を主として担う歯科医師（以下「主治の歯科医師」という。）又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物洗口に係る薬液の取扱い及び洗口法に関する指導を行った場合は、歯科疾患管理の実施期間中に患者1人につき1回に限り、フッ化物洗口指導加算として、40点を所定点数に加算する。（略）

（う蝕多発傾向者の判定基準）

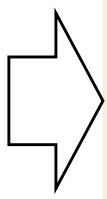
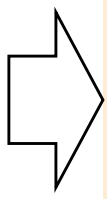
年齢	歯冠修復終了歯	
	乳歯	永久歯
0~4歳	1歯以上	-
5~7歳	3歯以上	又は 1歯以上
8~10歳	-	2歯以上
11~12歳	-	3歯以上

改定後

【フッ化物洗口指導加算（歯科疾患管理料）】
【算定要件】

注8 **16歳未満**のう蝕に罹患している患者であって、う蝕多発傾向にあり、う蝕に対する歯冠修復終了後もう蝕活動性が高く、継続的な指導管理が必要なもの（以下「う蝕多発傾向者」という。）のうち、4歳以上のう蝕多発傾向者又はその家族等に対して、当該患者の療養を主として担う歯科医師（以下「主治の歯科医師」という。）又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物洗口に係る薬液の取扱い及び洗口法に関する指導を行った場合は、歯科疾患管理の実施期間中に患者1人につき1回に限り、フッ化物洗口指導加算として、40点を所定点数に加算する。（略）

年齢	歯冠修復終了歯	
	乳歯	永久歯
0~4歳	1歯以上	-
5~7歳	2歯以上	又は 1歯以上
8~11歳	2歯以上	又は 2歯以上
12~15歳	-	2歯以上



歯科口腔疾患の重症化予防の推進

フッ化物歯面塗布処置の対象患者見直し

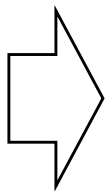
- フッ化物歯面塗布処置について、高齢者のう蝕罹患状況等を踏まえ、対象患者の範囲を見直す。

現行

【フッ化物歯面塗布処置（1口腔につき）】
 2 在宅等療養患者の場合 110点

[算定要件]

注2 2については、区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定し、初期の根面う蝕に罹患している在宅等で療養を行う患者に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、2回目以降のフッ化物歯面塗布処置の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行った場合に限り、月1回に限り算定する。



改定後

【フッ化物歯面塗布処置（1口腔につき）】
 2 初期の根面う蝕に罹患している患者の場合 **110点**

[算定要件]

注2 2については、区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定し、初期の根面う蝕に罹患している在宅等で療養を行う患者**又は区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料（注10に規定するエナメル質初期う蝕管理加算を算定した場合を除く。）を算定し、初期の根面う蝕に罹患している65歳以上の患者**に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、2回目以降のフッ化物歯面塗布処置の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行った場合に限り、月1回に限り算定する。

ライフステージに応じた口腔機能管理の推進

加齢による口腔機能の変化のイメージ

中医協 総 - 8
3 . 8 . 4

中医協 総 - 2
2 5 . 7 . 3 1

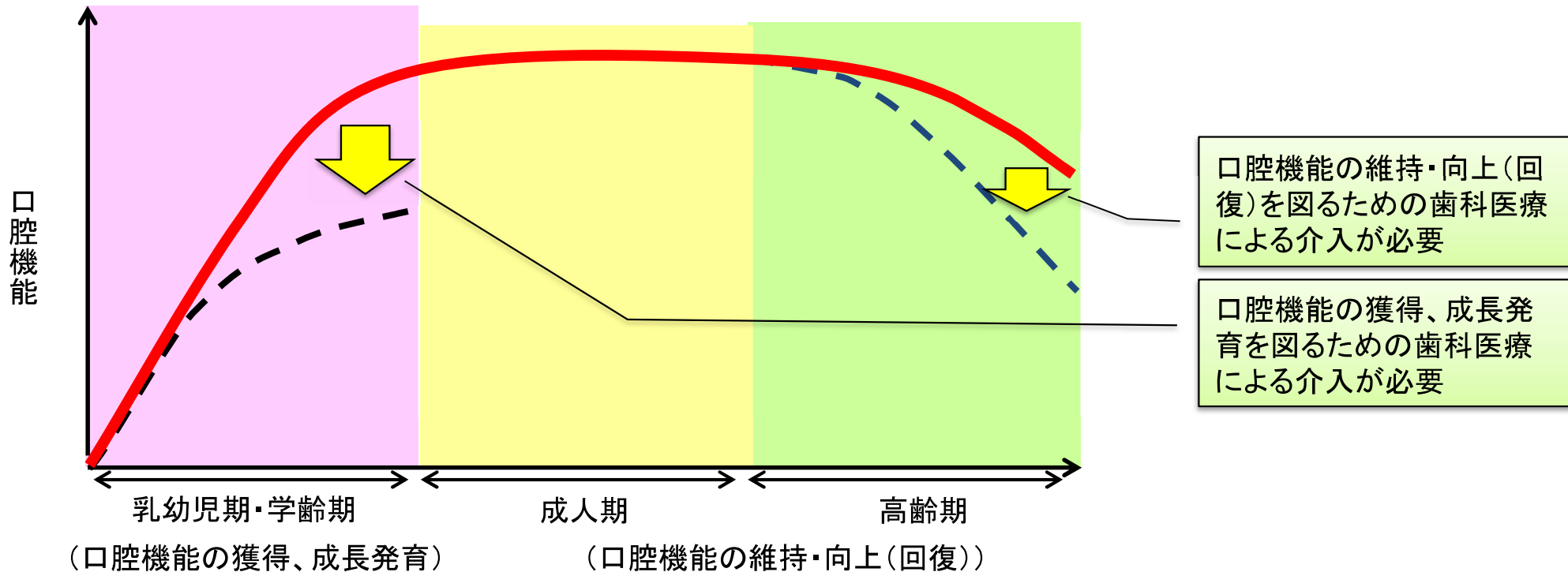
【歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)第12条第1項の規定に基づく基本的事項】

第一 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針

三 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

食べる喜び、話す楽しみ等のQOL(生活の質)の向上を図るためには、口腔機能の維持・向上が重要である。

高齢期においては、摂食・嚥下等の口腔機能が低下しやすく、これを防ぐためには、特に、**乳幼児期から学齢期(高等学校を含む。)**にかけて、**良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能を獲得し、成人期・高齢期にかけて口腔機能の維持・向上**を図っていくことが重要である。



— : 乳幼児期・学童期に適切な口腔機能(咀嚼機能等)を獲得し、成人期に至った後、加齢に伴い(機能)低下していくイメージ

- - - : 乳幼児期・学童期に、歯科疾患や口腔機能の成長発育の遅れ等を生じ、歯科医療による介入が行われないイメージ

- - - : 高齢期に、歯科疾患や全身疾患に伴う口腔(内)症状(合併症)等を生じ、歯科医療による介入が行われないイメージ

ライフステージに応じた口腔機能管理の推進

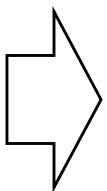
➤ ライフステージに応じた口腔機能管理を推進する観点から、口腔機能管理料ついて、口腔機能の低下がみられる年齢等の実態を踏まえ、対象患者を見直す。

現行

【口腔機能管理料】

[算定要件]

- (1) 口腔機能管理料とは、**65歳以上**の歯の喪失や加齢、これら以外の全身的な疾患等により口腔機能の低下を認める患者に対して、口腔機能の回復又は維持・向上を目的として行う医学管理を評価したものをいい、関係学会の診断基準により口腔機能低下症と診断されている患者のうち、咀嚼機能低下（区分番号D011-2に掲げる咀嚼能力検査を算定した患者に限る。）、咬合力低下（区分番号D011-3に掲げる咬合圧検査を算定した患者に限る。）又は低舌圧（区分番号D012に掲げる舌圧検査を算定した患者に限る。）のいずれかに該当するものに対して、継続的な指導及び管理を実施する場合に当該管理料を算定する。
(略)



改定後

【口腔機能管理料】

[算定要件]

- (1) 口腔機能管理料とは、**50歳以上**の歯の喪失や加齢、これら以外の全身的な疾患等により口腔機能の低下を認める患者に対して、口腔機能の回復又は維持・向上を目的として行う医学管理を評価したものをいい、関係学会の診断基準により口腔機能低下症と診断されている患者のうち、咀嚼機能低下（区分番号D011-2に掲げる咀嚼能力検査を算定した患者に限る。）、咬合力低下（区分番号D011-3に掲げる咬合圧検査を算定した患者に限る。）又は低舌圧（区分番号D012に掲げる舌圧検査を算定した患者に限る。）のいずれかに該当するものに対して、継続的な指導及び管理を実施する場合に当該管理料を算定する。
(略)



ライフステージに応じた口腔機能管理の推進

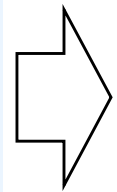
- ライフステージに応じた口腔機能管理を推進する観点から、小児口腔機能管理料について、口腔機能の発達不全がみられる年齢等の実態を踏まえ、対象患者を見直す。

現行

【小児口腔機能管理料】

[算定要件]

注1 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料又は区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料を算定した患者であって、口腔機能の発達不全を有する**15歳未満の小児**に対して、口腔機能の獲得を目的として、当該患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。



改定後

【小児口腔機能管理料】

[算定要件]

注1 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料又は区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料を算定した患者であって、口腔機能の発達不全を有する**18歳未満の児童**に対して、口腔機能の獲得を目的として、当該患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。



歯科診療所と病院の機能分化・連携の強化

障害者への歯科治療の特徴など

○ 歯科治療の困難性

- ・患者が治療の必要性を理解できない場合、治療に必要な協力が得られない
- ・四肢や口腔の緊張や不随意運動のため姿勢の維持、開口の動作が出来ない
- ・言語によるコミュニケーションが確立しにくい

○ 特異的な歯科症状

- ・口腔の奇形・先天性の欠損、歯列、咬合などの形態学上の異常があり、それに対する対応として専門的知識や診断が必要
- ・口腔の機能的異常が、摂食・嚥下、味覚、構音、表情といった機能の不全、障害が診られ、その診断、対応に専門的知識と経験が必要
- ・う蝕、歯周病、欠損という歯科疾患の症状に特異的なことがある

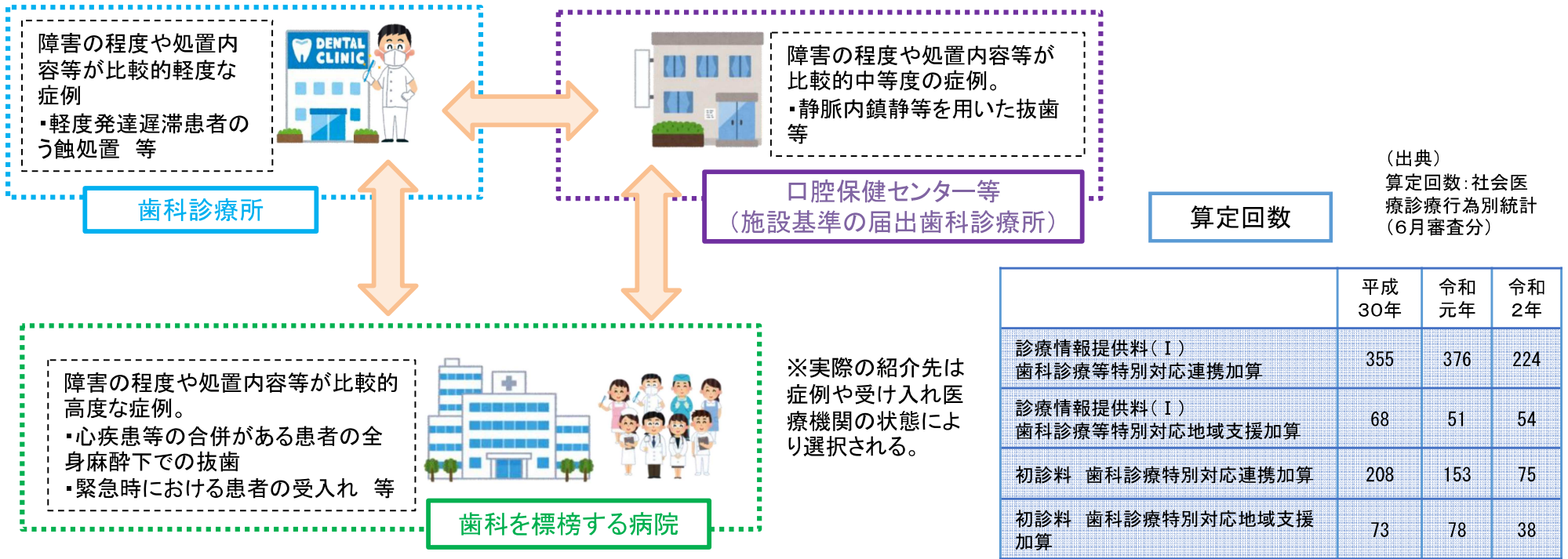
平成22年度社会保険指導者研修会講演資料「地域で診る障害者歯科」(緒方克也氏)より一部改変

「著しく歯科治療が困難な者」に対する診療を歯科診療特別対応加算として評価

【著しく歯科治療が困難な者】

- ◆ 脳性麻痺等で身体の不随意運動や緊張が強く体幹の安定が得られない状態
- ◆ 知的発達障害により開口保持ができない状態や治療の目的が理解できずに治療に協力が得られない状態
- ◆ 重症の喘息患者で頻繁に治療の中断が必要な状態
- ◆ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ歯科診療に際して家族等の援助を必要とする状態

障害者歯科医療における連携



① B009 診療情報提供料(Ⅰ) 注6に係る加算

[対象施設] 歯科診療特別対応連携加算(以下、歯特連)の届出を行っていない保険医療機関

[算定要件] 歯科診療特別対応加算又は歯科訪問診療料を算定している患者について、歯特連又は地域歯科診療支援病院歯科初診料(病初診)の届出歯科医療機関等に紹介を行った場合に加算

② B009 診療情報提供料(Ⅰ) 注7に係る加算

[対象施設] 歯特連又は病初診の届出を行っている保険医療機関

[算定要件] 歯科診療特別対応加算を算定している患者について、歯特連の届出を行っていない保険医療機関に対して患者の紹介を行った場合に加算

③ A000 初診料 注10 歯科診療特別対応連携加算

[対象施設] 歯特連又は病初診の届出を行っている保険医療機関

[算定要件] 他の診療所において歯科診療特別対応加算を算定した患者に対して、文書による診療情報提供を受けて、外来で初診を行った場合に加算

④ A000 初診料 注11 歯科診療特別対応地域支援加算

[対象施設] 歯特連の届出を行っていない保険医療機関(診療所に限る)

[算定要件] 歯特連の届出を行っている保険医療機関において歯科診療特別対応加算を算定した患者に対して、文書による診療情報提供を受け、外来で初診を行った場合に加算

歯科診療所と病院の機能分化・連携の強化

➤ 歯科診療所と病院の機能分化・連携の強化を図る観点から、歯科診療特別対応連携加算について、地域における連携状況を踏まえ、評価の在り方を見直す。

現行

【歯科診療特別対応連携加算(初診料)】
[算定要件]

注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科診療を実施している他の保険医療機関（診療所に限る。）において注6又は区分番号A002に掲げる再診料の注4に規定する加算を算定した患者に対して、当該保険医療機関から文書による診療情報提供を受けた上で、外来において初診を行った場合は、歯科診療特別対応連携加算として、月1回に限り**100点**を所定点数に加算する。

[施設基準]

十一 歯科診療特別対応連携加算の施設基準

(1) 次のいずれかに該当すること。

イ (略)

□ 歯科医療を担当する**診療所である**保険医療機関であり、かつ、当該保険医療機関における歯科点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する加算を算定した外来患者の月平均患者数が十人以上であること。

(新設)

改定後

【歯科診療特別対応連携加算(初診料)】
[算定要件]

注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科診療を実施している他の保険医療機関（診療所に限る。）において注6又は区分番号A002に掲げる再診料の注4に規定する加算を算定した患者に対して、当該保険医療機関から文書による診療情報提供を受けた上で、外来において初診を行った場合は、歯科診療特別対応連携加算として、月1回に限り**150点**を所定点数に加算する。

[施設基準]

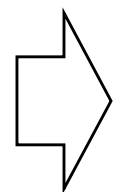
十一 歯科診療特別対応連携加算の施設基準

(1) 次のいずれかに該当すること。

イ (略)

□ 歯科医療を担当する保険医療機関であり、かつ、当該保険医療機関における歯科点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する加算を算定した外来患者の月平均患者数が十人以上であること。

(4) 歯科診療を担当する他の保険医療機関との連携体制が整備されていること。



歯科診療で特別な対応が必要な患者に対する診療報酬上の評価

診療内容に関する評価

① 歯科診療特別対応加算【+175点】

著しく歯科診療が困難な患者に対して歯科診療を行った場合の初・再診料、歯科訪問診療料の加算

② 初診時歯科診療導入加算【+250点】

歯科治療環境に円滑に適応できるような技法を用いた場合の初診料、歯科訪問診療料の加算

③ 歯科衛生実地指導料2【100点】

歯科診療特別対応加算を算定している患者に対する歯科衛生士の実地指導

④ 個々の技術料の加算

処置、手術、麻酔、歯冠修復及び欠損補綴の特掲診療料の各行為に対する100分の30～70に相当する点数の加算

連携に関する評価

診療情報提供料(I) 注6加算【+100点】

自院で歯科診療特別対応加算を算定した患者を文書を添えて紹介した場合の加算

⑥ 歯科診療特別対応地域支援加算【+100点】

歯特連の届出を行っている歯科医療機関で歯科診療特別対応加算を算定した患者について、文書による診療情報提供を受けた上で、外来において初診を行った場合の初診料の加算(診療所に限る。)

歯科医療機関※1

紹介

⑤ 歯科診療特別対応連携加算【+150点】

他の歯科医療機関で歯科診療特別対応加算を算定した患者を紹介され、受け入れた場合の初診料の加算

診療情報提供料(I) 注7の加算【+100点】

自院で歯科診療特別対応加算を算定した患者を文書を添えて紹介した場合の加算

後方支援をおこなう歯科医療機関※2

紹介

※1 歯科診療特別対応連携加算(歯特連)の届出を行っている歯科医療機関を除く
※2 歯特連又は地域歯科診療支援病院の届出を行っている歯科医療機関

歯科固有の技術の評価の見直し

歯科固有の技術の評価の見直し

口腔バイオフィルム感染症に対する検査の新設

➤ 口腔バイオフィルム感染症の診断を目的として実施する口腔細菌定量検査の評価を新設する。

(新) 口腔細菌定量検査 (1回につき) 130点

[対象患者]

次のいずれかに該当する患者に対して口腔バイオフィルム感染症の診断を目的として実施

- ・在宅等において療養を行っている患者
- ・歯科診療特別対応加算のイ、ロ又はこの状態

[参考] 歯科診療特別対応加算の患者 (抜粋)

- イ 脳性麻痺等で身体の不随意運動や緊張が強く体幹の安定が得られない状態
- ロ 知的発達障害等により開口保持ができない状態や治療の目的が理解できず治療に協力が得られない状態
- ニ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ歯科診療に際して家族等の援助を必要とする状態

[算定要件]

- ・舌の表面を擦過し採取されたもの又は舌の下部から採取された唾液を検体として、口腔細菌定量分析装置を用いて細菌数を定量的に測定することをいい、月2回に限り算定
- ※日本歯科医学会「口腔バイオフィルム感染症に対する口腔細菌定量検査に関する基本的な考え方」を参考
- ・1月以内に口腔細菌定量検査を算定する検査を2回以上行った場合は、第2回目以後の検査については所定点数の100分の50に相当する点数により算定
- ・歯周病検査又は歯周病部分的再評価検査を算定した月は、別に算定できない。

[施設基準]

- ・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。
- ・当該保険医療機関内に口腔細菌定量分析装置を備えていること。

(参考) 口腔細菌定量検査に係る特定診療報酬算定医療機器 (A2) の定義

- 口腔細菌定量分析装置
- 一般的名称 : 微生物定量分析装置
- その他の条件 : 舌の表面を擦過し採取されたもの又は舌の下部の唾液を検体として微生物を定量することが可能なもの



歯科固有の技術の評価の見直し

異常絞扼反射を有する患者に対する部分パノラマ撮影の新設

- ▶ 異常絞扼反射を有し、口腔内エックス線撮影が困難な患者に歯科パノラマ断層撮影装置を用いて、エックス線の照射範囲を限定し局所的な撮影を行った場合の評価を新設する。

(新) 画像診断 通則5

二 歯科部分パノラマ断層撮影の場合 (1口腔1回につき) 10点

(新) 写真診断

2 特殊撮影 □ 歯科部分パノラマ断層撮影の場合 (1口腔1回につき) 20点

(新) 歯、歯周組織、顎骨、口腔軟組織

2 特殊撮影 □ 歯科部分パノラマ断層撮影の場合 (1口腔1回につき) 28点



[対象患者] 異常絞扼反射を有し、口腔内エックス線撮影が困難な患者
 [算定要件]

- ・ 歯科部分パノラマ断層撮影装置を用いて、エックス線の照射範囲を限定し局所的な撮影を行った場合に算定
- ・ 歯科パノラマ断層撮影と同時に行った場合は、主たる撮影により算定

(参考) 歯科部分パノラマ断層撮影に係る特定診療報酬算定医療機器 (A2) の定義

- 歯科部分パノラマ断層撮影デジタル映像化処理装置
 一般的名称 : デジタル式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置
 その他の条件 : デジタル映像化処理により歯科部分パノラマ断層撮影画像を得ることが可能なもの
- 歯科部分パノラマ断層撮影装置
 一般的名称 : デジタル式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置
 その他の条件 : 歯科部分パノラマ断層撮影が可能なもの

(イメージ) 撮影領域	1 (患者右)	2	3 (正中)	4	5 (患者左)

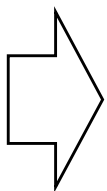
歯科固有の技術の評価の見直し

歯科用3次元エックス線断層撮影の対象の明確化

- ▶ 歯科用3次元エックス線断層撮影の対象に、複雑な解剖学的根管形態等を確認する場合が含まれることを明確化する。

現行

【写真診断】
 [算定要件]
 (12) 歯科用3次元エックス線断層撮影は、歯科用エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影で診断が困難な場合であって、当該画像撮影の必要性が十分認められる次のいずれかを3次元的に確認する場合に算定する。
 イ～ニ (略)
 ホ その他、歯科用エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影で確認できない位置関係や病巣の広がり等を確認する特段の必要性が認められる場合



改定後

【写真診断】
 [算定要件]
 (12) 歯科用3次元エックス線断層撮影は、歯科用エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影で診断が困難な場合であって、当該画像撮影の必要性が十分認められる次のいずれかを3次元的に確認する場合に算定する。
 イ～ニ (略)
 ホ その他、歯科用エックス線撮影若しくは歯科パノラマ断層撮影で確認できない位置関係、病巣の広がり又は複雑な解剖学的根管形態等を確認する特段の必要性が認められる場合

歯科固有の技術の評価の見直し（処置関係）

複雑な根管形態を有する歯に対する効率的・効果的な根管治療の評価の新設

- 複雑な解剖学的根管形態を有する歯に対する、Ni-Tiロータリーファイルを用いた根管治療に対する評価を新設する。

（新） 加圧根管充填処置（1歯につき）
Ni-Tiロータリーファイル加算 150点

【対象歯】

複雑な解剖学的根管形態を有する歯であって、歯科用3次元エックス線断層撮影装置を用いて得られた画像診断の結果を踏まえ、手術用顕微鏡を用いて根管治療を行う歯

【算定要件】

Ni-Tiロータリーファイルを装着した能動型機器を併用し、根管壁を回転切削することにより根管治療を行い、加圧根管充填処置を行った場合に算定する。

（参考）Ni-Tiロータリーファイル加算に係る特定診療報酬算定医療機器（A2）の定義

- Ni-Tiロータリーファイル
 - 一般的名称：電動式歯科用ファイル
 - その他の条件：能動型機器に接続し、根管治療の目的で根管壁を回転切削し、使用するニッケルチタン合金製ファイルであること



歯科固有の技術の評価の見直し（処置関係）

咬合調整の各区分の整理

➤ 咬合調整の適用について整理を行い、対象を明確化する。

現行

【咬合調整】

(1) 次に掲げる処置を行った場合に算定する。

- イ 歯周炎に対する歯の削合
- ロ 歯ぎしりに対する歯の削合
- ハ 過重圧を受ける歯の切縁、咬頭の過高部又は歯科医療を担当する別の保険医療機関において製作された金属歯冠修復物等の過高部の削合
- ニ 新たな義歯の製作又は義歯修理時の鉤歯と鉤歯の対合歯に係るレスト製作のための削合
- ホ 咬合性外傷を起こしているときの過高部の削合及び歯冠の形態修正又は咬傷を起こす場合の形態修正

【セパレイティング】（第13部 歯科矯正）

(2) 叢生（クラウディング）について、本通知の第13部通則3に規定する顎変形症及び通則7に規定する別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常の歯科矯正を行う際に歯の隣接面の削除を行った場合は、区分番号I000-2に掲げる咬合調整の各区分により算定する。

改定後

【咬合調整】

(1) 次に掲げる場合に算定する。

- イ 一次性咬合性外傷の場合
 一次性咬合性外傷を有する場合であって、過度の咬合圧を受ける天然歯若しくは金属歯冠修復物等の過高部を削合した場合又は歯ぎしりの際の咬合干渉を削合した場合
- ロ 二次性咬合性外傷の場合
 歯周炎に罹患した患者に対して、歯周炎の治療を目的として行われる場合
- ハ 歯冠形態修正の場合
 食物の流れを改善し歯周組織への為害作用を極力阻止する場合、又は舌、頬粘膜の咬傷を起こすような場合等の歯冠形態修正を行った場合
- ニ レスト製作の場合
 新たな義歯の製作又は義歯修理（鉤等の追加）を行うに当たり、鉤歯と鉤歯の対合歯をレスト製作のために削除した場合
- ホ 第13部 歯科矯正に伴うディスクングの場合
 顎変形症又は通則7に規定する別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常の歯科矯正を行う際に歯の隣接面の削除を行う場合

歯科固有の技術の評価の見直し（処置関係）

歯冠修復物又は補綴物の除去の評価の見直し

- 歯冠修復物又は補綴物の除去について、臨床の実態に合わせて評価を見直すとともに、対象を明確化する。

現行	改定後
歯冠修復物又は補綴物の除去 1 簡単なもの 20点 2 困難なもの <u>42点</u> 3 著しく困難なもの <u>70点</u> [算定要件] (追加分)	歯冠修復物又は補綴物の除去 1 簡単なもの 20点 2 困難なもの <u>48点</u> 3 著しく困難なもの <u>80点</u> [算定要件] 「1 簡単なもの」に追加 <u>根面被覆、CAD/CAMインレー、磁性アタッチメントの磁石構造体の除去</u> 「2 困難なもの」に追加 <u>接着冠、キーパーの除去、メタルコア、キーパー付き根面板の除去（著しく困難に該当する場合を除く）</u> 「3 著しく困難なもの」に追加 <u>チタン冠、レジン前装チタン冠、歯根の長さの3分の1以上のポストを有するキーパー付き根面板</u>



歯科固有の技術の評価の見直し（処置関係）

既存技術の名称変更

現行	➔	改定後
【歯周疾患処置（1口腔1回につき）】 （名称変更）		【 <u>歯周病処置</u> （1口腔1回につき）】 （名称変更）

既存技術の廃止

➤ 歯周ポケット搔爬について、診療の実態を踏まえ、廃止する。

現行	➔	改定後						
【歯周基本治療】 1・2（略） <u>3 歯周ポケット搔爬（1歯につき）</u> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">イ 前歯</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">60点</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">ロ 小白歯</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">64点</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">ハ 大白歯</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">72点</td> </tr> </table>	イ 前歯	60点	ロ 小白歯	64点	ハ 大白歯	72点		【歯周基本治療】 1・2（略） <u>（削除）</u>
イ 前歯	60点							
ロ 小白歯	64点							
ハ 大白歯	72点							

➤ 歯周基本治療処置について、診療の内容等も踏まえて廃止するとともに、基本診療料の評価の見直し等を行う。

現行	➔	改定後
【歯周基本治療処置（1口腔につき）】 10点		【歯周基本治療処置（1口腔につき）】 （削除）

歯科固有の技術の評価の見直し（処置関係）

▶ 第8部「処置」における既存技術について、実態にあわせた評価となるよう、見直しを行う。

			現行	改定後
歯髄保護処置（1歯につき）	1	歯髄温存療法	188点	<u>190点</u>
歯髄保護処置（1歯につき）	2	直接歯髄保護処置	150点	<u>152点</u>
歯髄保護処置（1歯につき）	3	間接歯髄保護処置	34点	<u>36点</u>
抜髄（1歯につき）	1	単根管	230点	<u>232点</u>
抜髄（1歯につき）	2	2根管	422点	<u>424点</u>
抜髄（1歯につき）	3	3根管以上	596点	<u>598点</u>
感染根管処置（1歯につき）	1	単根管	156点	<u>158点</u>
感染根管処置（1歯につき）	2	2根管	306点	<u>308点</u>
感染根管処置（1歯につき）	3	3根管以上	446点	<u>448点</u>
根管貼薬処置（1歯1回につき）	1	単根管	30点	<u>32点</u>
根管貼薬処置（1歯1回につき）	2	2根管	38点	<u>40点</u>
根管貼薬処置（1歯1回につき）	3	3根管以上	54点	<u>56点</u>
加圧根管充填処置（1歯につき）	1	単根管	136点	<u>138点</u>
加圧根管充填処置（1歯につき）	2	2根管	164点	<u>166点</u>
加圧根管充填処置（1歯につき）	3	3根管以上	208点	<u>210点</u>
機械的歯面清掃処置（1口腔につき）			70点	<u>72点</u>
非経口摂取患者口腔粘膜処置（1口腔につき）			100点	<u>110点</u>

歯科固有の技術の評価の見直し（処置関係）

▶ 歯科衛生士が行う当該患者の口腔の衛生状態等に併せた専門的な口腔清掃等について、実態にあわせた評価となるよう見直しを行う。

	現行	改定後
周術期専門的口腔衛生処置（1口腔につき）		
1 周術期専門的口腔衛生処置 1	92点	<u>100点</u>
2 周術期専門的口腔衛生処置 2	100点	<u>110点</u>
在宅等療養患者専門的口腔衛生処置（1口腔につき）	120点	<u>130点</u>

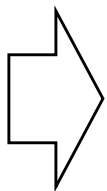


歯科固有の技術の評価の見直し（手術関係）

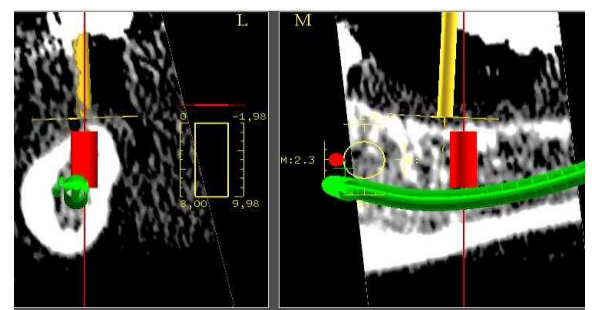
画像等手術支援加算の対象手術の見直し

➤ 画像等手術支援加算の対象手術について、見直しを行う。

現行	
【画像等手術支援加算】	
1 ナビゲーションによるもの	2,000点
2 実物大臓器立体モデルによるもの	2,000点
<u>(新設)</u>	
[対象手術] (追加分)	



改定後	
【画像等手術支援加算】	
1 ナビゲーションによるもの	2,000点
2 実物大臓器立体モデルによるもの	2,000点
3 患者適合型手術支援ガイドによるもの	2,000点
[対象手術] ※追加分のみ	
1 ナビゲーションによるもの <u>広範囲顎骨支持型装置埋入手術</u>	
2 実物大臓器立体モデルによるもの <u>下顎骨延長術</u>	
3 患者適合型手術支援ガイドによるもの <u>下顎骨部分切除術</u> <u>下顎骨離断術</u> <u>下顎骨悪性腫瘍手術</u> <u>下顎骨形成術</u>	



広範囲顎骨支持型装置埋入手術に対してナビゲーションを利用する例

歯科固有の技術の評価の見直し（手術関係）

広範囲顎骨支持型装置埋入手術

➤ 広範囲顎骨支持型装置埋入手術の対象患者について、対象を明確化する。

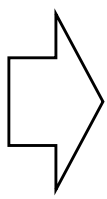
現行

【広範囲顎骨支持型装置埋入手術】

(5) 当該手術は、次のいずれかに該当し、従来のブリッジや有床義歯（顎堤形成後の有床義歯を含む。）では咀嚼機能の回復が困難な患者に対して実施した場合に算定する。

イ 腫瘍、顎骨骨髓炎、外傷等により、広範囲な顎骨欠損若しくは歯槽骨欠損症例（**歯周疾患**及び加齢による骨吸収は除く。）又はこれらが骨移植等により再建された症例であること。なお、欠損範囲について、上顎にあっては**連続した3分の1顎程度以上の**顎骨欠損症例又は上顎洞若しくは鼻腔への交通が認められる顎骨欠損症例であり、下顎にあっては**連続した3分の1顎程度以上の**歯槽骨欠損又は下顎区域切除以上の顎骨欠損であること。

二 6歯以上の先天性部分無歯症又は**3歯以上の前歯永久歯萌出不全**（埋伏歯開窓術を必要とするものに限る。）であり、連続した3分の1顎程度以上の多数歯欠損（歯科矯正後の状態を含む。）であること。



改定後

【広範囲顎骨支持型装置埋入手術】

(5) 当該手術は、次のいずれかに該当し、従来のブリッジや有床義歯（顎堤形成後の有床義歯を含む。）では咀嚼機能の回復が困難な患者に対して実施した場合に算定する。

イ 腫瘍、顎骨骨髓炎、外傷等により、広範囲な顎骨欠損若しくは歯槽骨欠損症例（**歯周病**及び加齢による骨吸収を除く。）又はこれらが骨移植等により再建された症例であること。なお、欠損範囲について、上顎にあっては**連続した4歯相当以上の**顎骨欠損症例又は上顎洞若しくは鼻腔への交通が認められる顎骨欠損症例であり、下顎にあっては**連続した4歯相当以上の**歯槽骨欠損又は下顎区域切除以上の顎骨欠損であること。

二 6歯以上の先天性部分無歯症又は**前歯及び小臼歯の永久歯のうち3歯以上の萌出不全**（埋伏歯開窓術を必要とするものに限る。）であり、連続した3分の1顎程度以上の多数歯欠損（歯科矯正後の状態を含む。）であること。

広範囲顎骨支持型補綴についての見直し

広範囲顎骨支持型補綴におけるリテーナーの評価の新設

- 広範囲顎骨支持型補綴におけるリテーナーについて、評価を新設する。

(新) リテーナー

3 広範囲顎骨支持型補綴（ブリッジ形態のもの）の場合 300点

[算定要件]

- ・ 広範囲顎骨支持型装置埋入手術を行った場合であって、ブリッジ形態の広範囲顎骨支持型補綴を行うものに対して、リテーナーを製作し用いた場合に算定する。
- ・ 当該部位に係る手術を行った日（2回法の1次手術を除く。）からブリッジ形態の広範囲顎骨支持型補綴を装着するまでの期間において、1装置につき1回に限り算定する。
- ・ 特定保険医療材料料はスクリュー、アバットメント及びシリンダーに限り、別に算定する。

広範囲顎骨支持型補綴について

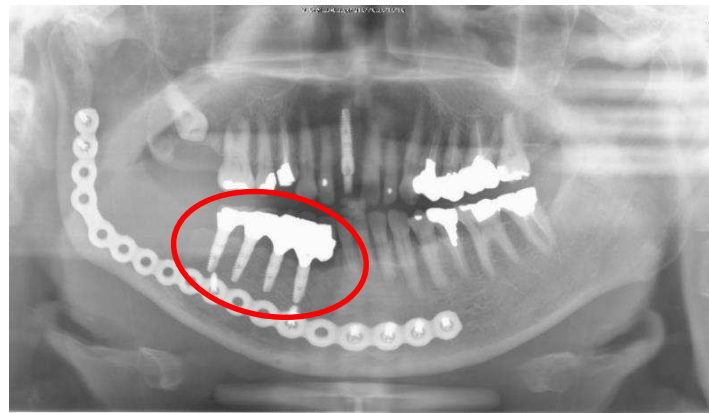
○ 広範囲顎骨支持型補綴は、広範囲顎骨支持型装置埋入手術後から当該装置の上部に装着されるブリッジ形態又は床義歯形態の補綴物が装着されるまでの一連の治療をいう。

広範囲顎骨支持型装置埋入手術	
1 1回法によるもの	14,500点
2 2回法によるもの	
イ 1次手術	11,500点
ロ 2次手術	4,500点

広範囲顎骨支持型補綴	
1 ブリッジ形態のもの（3分の1顎につき）	20,000点
2 床義歯形態のもの（1顎につき）	15,000点

対象患者

- 次のいずれかに該当し、従来のブリッジや有床義歯（顎堤形成後の有床義歯を含む。）では咀嚼機能の回復が困難な患者に対して実施した場合に算定
- 腫瘍、顎骨骨髓炎、外傷等により、広範囲な顎骨欠損若しくは歯槽骨欠損症例又はこれらが骨移植等により再建された症例であること。
（上顎では連続した**4歯相当**以上の顎骨欠損症例又は上顎洞若しくは鼻腔への交通が認められる顎骨欠損症例、下顎では連続した**4歯相当**以上の歯槽骨欠損又は下顎区域切除以上の顎骨欠損）
 - 医科の保険医療機関の主治の医師の診断に基づく外胚葉異形成症等又は唇顎口蓋裂等の先天性疾患であり、顎堤形成不全であること。
 - 医科の保険医療機関の主治の医師の診断に基づく外胚葉異形成症等の先天性疾患であり、連続した3分の1顎以上の多数歯欠損であること。
 - 6歯以上の先天性部分無歯症又は**前歯及び小白歯の永久歯のうち3歯以上の萌出不全**（埋伏歯開窓術を必要とするものに限る。）であり、連続した3分の1顎程度以上の多数歯欠損（歯科矯正後の状態を含む。）であること。



広範囲顎骨支持型補綴
（ブリッジ形態のもの）装着後

歯科固有の技術の評価の見直し（麻酔関係）

長時間麻酔管理加算の新設

- ▶ 安全で質の高い麻酔を実施する観点から、長時間の歯科麻酔管理を行った場合の加算を新設する。

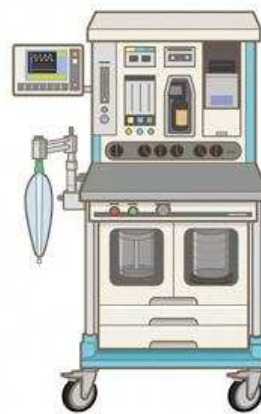
（新） 歯科麻酔管理料 長時間麻酔管理加算 5,500点

[算定要件]

- ・ 医科点数表の区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の実施時間が8時間を超えた場合に算定

[対象手術]

- J018 舌悪性腫瘍手術 2 亜全摘
- J093 遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）
- J096 自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）



歯科固有の技術の評価の見直し（手術関係）

▶ 第9部「手術」における既存技術について実態にあわせた評価となるよう、見直しを行う。

		現行	改定後
抜歯手術（1歯につき）	2 前歯	155点	<u>160点</u>
抜歯手術（1歯につき）	3 臼歯	265点	<u>270点</u>
抜歯手術（1歯につき）	4 埋伏歯	1,054点	<u>1,080点</u>
抜歯手術（1歯につき）	注1 難抜歯加算	210点	<u>230点</u>
抜歯手術（1歯につき）	注3 下顎完全埋伏智歯（骨性） 又は下顎水平埋伏智歯	120点	<u>130点</u>
歯周外科手術	6 イ 歯肉弁根尖側移動術	600点	<u>770点</u>
歯周外科手術	6 □ 歯肉弁歯冠側移動術	600点	<u>770点</u>

※その他、医科点数表第10部「手術」と共通する手術について同様の見直しを行う。

歯科固有の技術の評価の見直し（歯冠修復及び欠損補綴関係）

金属代替材料による歯冠修復物の評価の新設

➤ コンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて作成した、金属代替材料による歯冠修復物の評価を新設する。

（新） CAD/CAMインレー 750点

[算定要件]

- (1) CAD/CAMインレーとは、CAD/CAM冠用材料との互換性が制限されない歯科用CAD/CAM装置を用いて、作業模型で間接法により製作された歯冠修復物をいい、隣接歯との接触面を含む窩洞（複雑なもの）に限り、認められる。
- (2) CAD/CAMインレーは以下のいずれかに該当する場合に算定する。
 - イ 小臼歯に使用する場合
 - ロ 上下顎両側の第二大臼歯が全て残存し、左右の咬合支持がある患者に対し、過度な咬合圧が加わらない場合等において第一大臼歯に使用する場合
 - ハ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、大臼歯に使用する場合（医科の保険医療機関又は医科歯科併設の医療機関の医師との連携の上で、診療情報提供（診療情報提供料の様式に準ずるもの）に基づく場合に限る。）

[施設基準]

CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

- (1) 十分な体制が整備されていること。
- (2) 十分な機器及び設備を有していること又は十分な機器及び設備を有している歯科技工所との連携が確保されていること。

算定区分	
歯冠形成	う蝕歯インレー修復形成又は歯冠形成の「3のロ 複雑なもの」
印象採得	「1のイ 単純印象」又は「1のロ 連合印象」
装着	「1 歯冠修復」

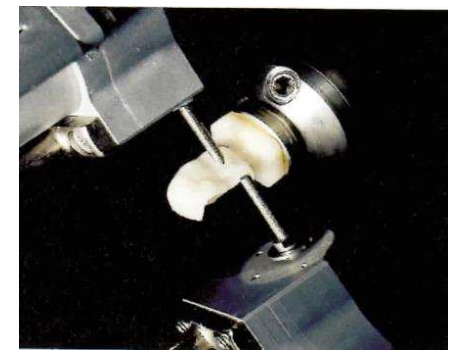
- (参考) CAD/CAMインレーに係る特定保険医療材料料
- 1 小臼歯
 - (1) CAD/CAM冠用材料 (I) 188点
 - (2) CAD/CAM冠用材料 (II) 181点
 - 2 大臼歯
 - CAD/CAM冠用材料 (III) 350点



参考：金属歯冠修復 (インレー)



CAD/CAMインレー



出典) 保存修復学 第6版 (医歯薬出版株式会社)

歯科固有の技術の評価の見直し（歯冠修復及び欠損補綴関係）

金属代替材料による歯冠補綴物の適用拡大

- 区分C 2（新機能・新技術）で前歯のCAD/CAM冠が保険適用となったことに伴い、算定要件の見直しを行う。

現行

【CAD/CAM冠（1歯につき）】

[算定要件]

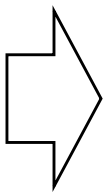
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用CAD/CAM装置）を用いて、**歯に対して**歯冠補綴物（全部被覆冠に限る。）を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。

改定後

【CAD/CAM冠（1歯につき）】

[算定要件]

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物の設計・製作に要するコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用CAD/CAM装置）を用いて、歯冠補綴物（全部被覆冠に限る。）を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。



(参考) CAD/CAM冠に係る特定保険医療材料料

1 前歯	
CAD/CAM冠用材料（Ⅳ）	438点
2 小臼歯	
(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ）	188点
(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ）	181点
3 大臼歯	
CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）	350点



歯科固有の技術の評価の見直し（歯冠修復及び欠損補綴関係）

チタンによる歯冠修復物の評価の新設

- 区分C 2（新機能・新技術）で保険適用された純チタン2種を用いた全部金属冠について、技術料の新設等を行う。

(新) チタン冠（1歯につき） 1,200点

[算定要件]

- (1) チタン冠とは、純チタン2種を用いて全部鋳造方式で製作された歯冠修復物（単独冠に限る。）をいい、大臼歯において用いる場合に限り認められる。
- (2) チタン冠を装着するに当たっては、次により算定する。
 - イ 歯冠形成を行った場合は、1歯につき生活歯は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「1のイ 金属冠」を、失活歯は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「2のイ 金属冠」を算定する。
 - ロ 印象採得を行った場合は、1歯につき区分番号M003に掲げる印象採得の「1のロ 連合印象」を算定する。
 - ハ 装着した場合は、1個につき区分番号M005に掲げる装着の「1 歯冠修復」を算定する。

(参考)チタン冠に係る特定保険医療材料料 1歯につき **66点**

【定義(抜粋)】

- 純チタン2種
次のいずれにも該当すること。
 - JIS H4650第2種に適合するものであること。
 - **前歯部のレジン前装冠又は**大臼歯の全部金属冠による歯冠修復に用いるものであること。

歯科固有の技術の評価の見直し（歯冠修復及び欠損補綴関係）

チタンによる歯冠修復物の評価の新設

➤ 純チタン2種を用いたレジン前装冠について、技術料の新設を行う。

（新） レジン前装チタン冠（1歯につき） 1,800点

[対象歯]
前歯

[算定要件]

- レジン前装チタン冠とは、純チタン2種を用いて全部鋳造方式で製作された歯冠修復物の唇面又は頬面を硬質レジンで前装したものをいい、前歯において用いる場合（単独冠に限る。）に限り認められる。
- レジン前装チタン冠を装着するに当たっては、次により算定する。
 - イ 前歯の歯冠形成を行った場合は、1歯につき生活歯は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「1のイ 金属冠」及び区分番号M001に掲げる歯冠形成の「注2」の加算点数を、失活歯は区分番号M001に掲げる歯冠形成の「2のイ 金属冠」及び区分番号M001に掲げる歯冠形成の「注6」の加算点数を算定する。
 - ロ 印象採得を行った場合は、1歯につき区分番号M003に掲げる印象採得の「1のロ 連合印象」を算定する。
 - ハ 装着した場合は、1個につき区分番号M005に掲げる装着の「1 歯冠修復」を算定する。

(参考)レジン前装チタン冠に係る特定保険医療材料料 1歯につき **66点**

【定義(抜粋)】

○ 純チタン2種

次のいずれにも該当すること。

- JIS H4650第2種に適合するものであること。
- 前歯部のレジン前装冠又は**大臼歯の全部金属冠による歯冠修復に用いるものであること。

歯科固有の技術の評価の見直し（歯冠修復及び欠損補綴関係）

磁性アタッチメントの評価の新設

➤ 区分C2（新機能・新技術）で保険適用された磁性アタッチメントの技術料の新設等を行う。

（新）磁性アタッチメント（1個につき）

- 1 磁石構造体を用いる場合 260点**
- 2 キーパー付き根面板を用いる場合 350点**

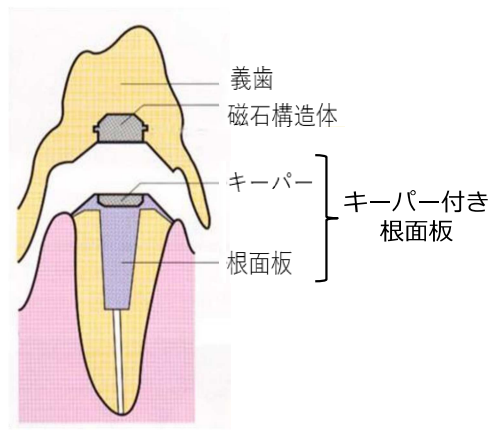
[算定要件]

注 有床義歯（区分番号M018に掲げる有床義歯又は区分番号M019に掲げる熱可塑性樹脂有床義歯に限り、区分番号M030の2に掲げる軟質材料を用いる場合において義歯床用軟質裏装材を使用して床裏装を行った場合に係る有床義歯を除く。）に対して、磁性アタッチメントを装着した場合に限り算定する。

	算定区分
歯冠形成	「3のイ 単純なもの」
印象採得	「1のイ 単純印象」又は「1のロ 連合印象」
装着	「1 歯冠修復」



磁石構造体を装着した有床義歯内面



磁性アタッチメントの構造



キーパー付き根面板を装着した口腔内

（参考）磁性アタッチメントに係る特定保険医療材料料

- 1 磁石構造体 777点
- 2 キーパー付き根面板
根面板の材料料とキーパー料との合計により算定する
（根面板）
 - (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）
 - イ 大白歯 700点
 - ロ 小白歯・前歯 512点
 - (2) 銀合金
 - イ 大白歯 38点
 - ロ 小白歯・前歯 28点
- （キーパー）
1個につき 233点

歯科固有の技術の評価の見直し（歯冠修復及び欠損補綴関係）

有床義歯内面適合法の軟質材料の適用拡大

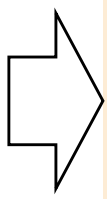
➤ 有床義歯内面適合法の軟質材料の適用について、顎補綴等の症例に限り、直接法を追加する。

現行

【有床義歯内面適合法】

(2) (略) 区分番号M025に掲げる口蓋補綴、顎補綴の(1)のイに規定する装置(義歯を伴う場合を含む。)による補綴を行い、有床義歯装着後、当該義歯不適合の患者に対して、義歯床用軟質裏装材を使用して間接法により床裏装を行った場合に算定する。

なお、「2 軟質材料を用いる場合」の算定に当たっては、顎堤吸収の状態、顎堤粘膜の状態等、症状の要点及び使用した材料名を診療録に記載する。



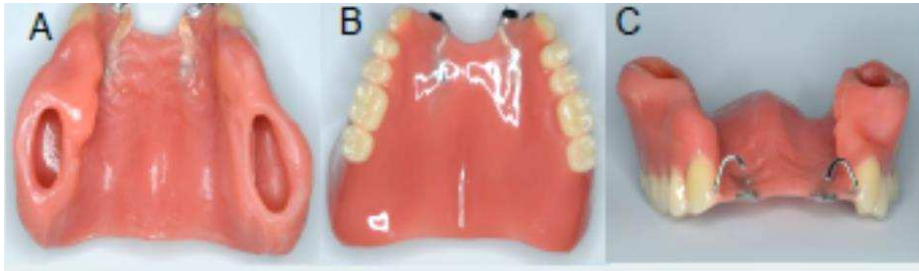
改定後

【有床義歯内面適合法】

(2) (略) 区分番号M025に掲げる口蓋補綴、顎補綴の(1)のイに規定する装置(義歯を伴う場合を含む。)による補綴を行い、有床義歯装着後、当該義歯不適合の患者に対して、義歯床用軟質裏装材を使用して間接法により床裏装を行った場合に算定する。

ただし、区分番号M025に掲げる口蓋補綴、顎補綴の(1)のイに規定する装置(義歯を伴う場合を含む。)による補綴を行い、有床義歯装着後、当該義歯不適合の患者に対して、義歯床用軟質裏装材を使用して直接法により床裏装を行った場合はこの限りではない。

なお、「2 軟質材料を用いる場合」の算定に当たっては、顎堤吸収の状態、顎堤粘膜の状態等、症状の要点及び使用した材料名を診療録に記載する。



歯科固有の技術の評価の見直し（歯冠修復及び欠損補綴関係）

既存技術の評価の見直し

➤ 臨床実態等を踏まえ、既存技術の評価について、見直しを行う。

（新） 接着冠（1歯につき）

1 前歯	370点
2 臼歯	310点

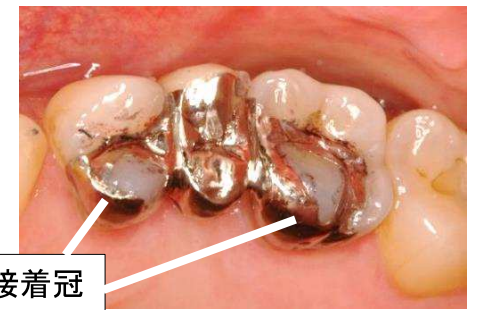
〔算定要件〕

注 接着ブリッジのための接着冠に用いる場合に算定する。

	算定区分
歯冠形成	「1のイ 金属冠」及び「注4」の加算
印象採得	「2のニの(1) 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」
装着	「2のイの(1)支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」及び「注2」の加算を接着冠ごと

（参考）接着冠に係る特定保険医療材料料
接着冠（1歯につき）

- 1 金銀パラジウム合金（金12%以上）
 - (1) 前歯 633点
 - (2) 小臼歯 633点
 - (3) 大臼歯 881点
- 2 銀合金
 - (1) 前歯 35点
 - (2) 小臼歯 35点
 - (3) 大臼歯 49点



接着冠

接着ブリッジ

歯科固有の技術の評価の見直し（歯冠修復及び欠損補綴関係）

既存技術の評価の見直し

➤ 臨床実態等を踏まえ、根面被覆について、区分の見直しを行う。

（新） 根面被覆（1歯につき）

- 1 根面板によるもの **190点**
- 2 レジン充填によるもの **106点**

[算定要件]

(1) 根面被覆とは、歯内療法により根の保存可能なものに適切な保存処置の上、根面板又はレジン充填で根面を被覆した場合をいう。

「1 根面板によるもの」の場合

	算定区分
歯冠形成	「3のイ 単純なもの」
印象採得	「1のイ 単純印象」又は「1のロ 連合印象」
装着	「1 歯冠修復」

「2 レジン充填によるもの」の場合

	算定区分
歯冠形成	「3のイ 単純なもの」

(参考)根面被覆に係る特定保険医療材料

1 根面板によるもの

(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)

イ 大臼歯 379点

ロ 小臼歯・前歯 258点

2 レジン充填によるもの 11点

(2) 銀合金

イ 大臼歯 22点

ロ 小臼歯・前歯 14点

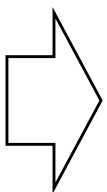
歯科固有の技術の評価の見直し（歯冠修復及び欠損補綴関係）

メタルコア加算の廃止

- 歯冠形成のメタルコア加算について、診療の実態を踏まえ、廃止する。

現行

【メタルコア加算（歯冠形成（1歯につき））】
[算定要件]
注7 2のイについて、メタルコアにより支台築造した歯に
対するものについては、30点を所定点数に加算する。
8 2のロについて、メタルコアにより支台築造した歯に
対するものについては、30点を所定点数に加算する。



改定後

【メタルコア加算（歯冠形成（1歯につき））】
[算定要件]
(削除)
(削除)

歯科固有の技術の評価の見直し（歯冠修復及び欠損補綴関係） ①

▶ 歯冠修復及び欠損補綴の既存技術について、実態にあわせた評価となるよう、見直しを行う。

クラウン・ブリッジ等				現行	改定後
支台築造	間接法	ファイバーポストを用いた場合	大白歯	176点	<u>196点</u>
支台築造	間接法	ファイバーポストを用いた場合	小白歯・前歯	150点	<u>170点</u>
支台築造	直接法	ファイバーポストを用いた場合	大白歯	154点	<u>174点</u>
支台築造	直接法	ファイバーポストを用いた場合	小白歯・前歯	128点	<u>148点</u>
支台築造印象				34点	<u>50点</u>
非金属歯冠修復	レジンインレー	単純なもの		124点	<u>128点</u>
非金属歯冠修復	レジンインレー	複雑なもの		176点	<u>180点</u>
高強度硬質レジnbrリッジ				2,500点	<u>2,600点</u>

歯科固有の技術の評価の見直し（歯冠修復・欠損補綴関係）②

▶ 歯冠修復及び欠損補綴の既存技術について、実態にあわせた評価となるよう、見直しを行う。

有床義歯		現行	改定後
局部義歯	1 歯から 4 歯まで	588点	<u>594点</u>
局部義歯	5 歯から 8 歯まで	724点	<u>732点</u>
局部義歯	9 歯から11歯まで	962点	<u>972点</u>
局部義歯	12歯から14歯まで	1,391点	<u>1,402点</u>
総義歯		2,172点	<u>2,184点</u>

熱可塑性樹脂有床義歯		現行	改定後
局部義歯	1 歯から 4 歯まで	642点	<u>630点</u>
局部義歯	5 歯から 8 歯まで	866点	<u>852点</u>
局部義歯	9 歯から11歯まで	1,080点	<u>1,064点</u>
局部義歯	12歯から14歯まで	1,696点	<u>1,678点</u>
総義歯		2,704点	<u>2,682点</u>

歯科固有の技術の評価の見直し（歯冠修復・欠損補綴関係） ②

▶ 歯冠修復及び欠損補綴の既存技術について、実態にあわせた評価となるよう、見直しを行う。

支台装置等	現行	改定後
鑄造鉤 双子鉤	251点	255点
鑄造鉤 二腕鉤	231点	235点
線鉤 双子鉤	220点	224点
線鉤 二腕鉤（レスト付き）	152点	156点
コンビネーション鉤	232点	236点
間接支台装置	109点	111点
バー 鑄造バー	454点	458点
バー 屈曲バー	264点	268点
保持装置	60点	62点
その他		
有床義歯修理	252点	260点



歯科固有の技術の評価の見直し（歯科矯正関係）

歯科矯正の対象疾患の追加

➤ 歯科矯正の対象となる疾患の追加及び対象基準の見直しを行う。

現行

- 【歯科矯正の対象となる疾患】
- ・別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常
 - ・前歯永久歯が3歯以上の萌出不全に起因した咬合異常（埋伏歯開窓術を必要とするものに限る。）
 - ・顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）

改定後

- 【歯科矯正の対象となる疾患】
- ・別に厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常
 - ・前歯及び小臼歯の永久歯のうち3歯以上の萌出不全に起因した咬合異常（埋伏歯開窓術を必要とするものに限る。）
 - ・顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）

現行

【歯科矯正の対象となる疾患】（揭示事項告示）
（追加）

改定後

【歯科矯正の対象となる疾患】（揭示事項告示）

- ・巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
- ・毛髪・鼻・指節症候群
（Tricho Rhino Phalangeal症候群）



医療保険による歯科矯正治療について

- 歯科矯正治療は不正咬合（歯並びが悪い）患者に対する治療であるが、咀嚼機能の改善と同時に、審美的（美容的）要素も大きいため、原則的に保険給付外となっている。
- ただし、疾患に起因する咬合異常が認められる場合、3歯以上の永久歯萌出不全又は顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る）に限り、保険給付の対象としている。

保険給付の対象

- ① 疾患に起因した咬合異常
唇顎口蓋裂、ゴールデンハー症候群（鰓弓異常症を含む）、鎖骨頭蓋異形成症、トリーチャ・コリンズ症候群、ピエール・ロバン症候群、ダウン症候群、ラッセル・シルバー症候群、ターナー症候群、ベックウィズ・ウイーデマン症候群、顔面半側萎縮症、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、顔面半側肥大、エリス・ヴァンクレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維腫症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、プラダー・ウィリー症候群、顔面裂（横顔裂、斜顔裂及び正中顔裂を含む。）、大理石骨病、色素失調症、口腔・顔面・指趾症候群、メビウス症候群、歌舞伎症候群、クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ビンダー症候群、スティックラー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症(クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む。)、骨形成不全症、フリーマン・シェルドン症候群、ルビンスタイン・ティビ症候群、染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、6歯以上の先天性部分無歯症、CHARGE症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群（XXX症候群、XXXX症候群及びXXXXX症候群を含む。）、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳胞症、クラインフェルター症候群、偽性低アルドステロン症、ソトス症候群、グリコサミノグリカン代謝障害（ムコ多糖症）、線維性骨異形成症、スタージ・ウェーバ症候群、ケルビズム、偽性副甲状腺機能低下症、Ekman-Westborg-Julin症候群、常染色体重複症候群、**巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）、毛髪・鼻・指節症候群（Tricho-Rhino-Phalangeal症候群）**、その他顎・口腔の先天異常（※）
- ② **前歯及び小臼歯の永久歯のうち3歯以上の萌出不全**に起因した咬合異常（埋伏歯開窓術を必要とするもの）
- ③ 顎変形症の手術前後

※その他顎・口腔の先天異常とは、顎・口腔の奇形、変形を伴う先天性疾患であり、当該疾患に起因する咬合異常について、歯科矯正の必要性が認められる場合に、その都度厚生局に内議の上、歯科矯正の対象とすることができる。